

# 八幡製鐵所に於ける金屬材料の 機械的試験設備

落合 紗三郎

一般工業に使用せらるゝ鐵鋼其他の金屬材料を機械的に試験すべき場所既に本邦に於て其數  
甚なしとせず加之も其設備又は使用せる機械類の種類種々にありとす今茲に此等設備につき  
順を逐ふて掲載することとなせり彼我相知り相輔くるを知らば蓋し其の利する所大なるべし

編 者 識

試験所は製鐵所構内に設けありて日々製作する鋸材、各種形鋼及棒材類の機械的試験を施行する  
所なり。

試験を分ちて左の二種とす

## 一 製品の検定試験

此他鋼及鐵に關する研究的試験をなす

豫定試験とは製鋼工場にて熔解する製鋼番號の各番毎に試製品を作り試験し之れを其成績に照  
らし鋼質を定むるものなり其方法は次の如し

## 鋼質試験法(製鐵所規定)

## シーメンマルテン鋼及ベセマー鋼

各出鋼番號(同一爐にて同時に燃製若くは吹)毎に左記四種の試製品より夫々試験片を作り之を試験したる成績により同番號鋼より製出したる製品の鋼質を定むるものとす、但製品の寸法丸角十三耗以上形鋼厚さ八耗以上は第一種、丸角鋼十三耗未満形鋼厚さ八耗未満は第二種、鋼板厚さ八耗以上は第三種、同厚さ八耗未満は第四種試験片の試験成績に依るものとす但し丸角徑十耗未満形鋼及板厚さ六耗未満は強弱試験を行はず

種別	試製品寸法	試験片寸法	標點距離
第一種	丸角二十一二十五耗 又ハ形鋼厚さ八耗以上	徑二十一二十五耗 又ハ形鋼原厚幅三十一五十耗	二百耗
第二種	丸角十三一十六耗 又ハ形鋼厚さ六一八耗	徑十三一十六耗 又ハ形鋼原厚幅三十一五十耗	二百耗
第三種	板厚十三一十五耗	厚十三一十五耗 幅三十一四十五耗	二百耗
第四種	板厚六一八耗	厚六一八耗 幅三十五一五十耗	二百耗

鋼質は下記六種に區別す(Aは第一、第三種Bは第二、第四種の試験片に依るものなり)

鋼質番號	抗張力	最低延伸率	燒入鍛合屈曲	色別在庫
No.一 極軟鋼	平方吋頸一平方耗	A 三十七・八以下	B 二十五%	
No.二 軟鋼	二十四・〇一二十七・〇	三十七・八一四十二・五	二十二%	
No.三 半軟鋼	二十八・〇一三十二・〇	四十四・一十五	二十九%	
No.四 半硬鋼	三十三・〇一三十八・〇	五十二・一六十	十五%	
			十二%	可
			可	否
			可	可
			赤	自

No 五 硬 鋼	三十九・〇—四十五・〇	六十一—七十二	十二%	九%	良
No 六 最硬鋼	四十六・以上	七十三・以上	八%	六%	否
用途	極軟鋼	リベット材	蹄鐵材	良	否
軟 鋼	リベット材	建築材	鋼線材	否	否
半軟鋼	造船材	建築材	橋梁材	●	●
半硬鋼	建築材	シャフト材	橋梁材	●	●
硬 鋼	シャフト材	普通工具用材	汽鑑外板	●	●
最硬鋼	普通工具材				

標點距離百及び五十  $m/m$  に於ける延伸は次の割合表に依り換算す

(但し二百耗に於ける延伸を百とす)

鋼 質	標 點 距 離	二 百 耗	百 耗	五 十 耗
No 一 No 四 No 六	No 三	百	百	五
		百	三 十 五	十
		百	二 十 五	耗
		百	五 十 六	
		百	五 十 十	

#### 第二特別製品豫定試験に關する規定

此試験は製作の目的物が特に或る寸法のものに限られたるときに施行する試験方法なり

一、造船材其他必要と認むものは製作前豫定試験を行ふへし

二、豫定試験を受けんとするときは目的物製作に使用するものと同一製鋼番號の一鋼塊(鋼片)若くは二鋼塊を目的物に壓延し之れより試験片三本を採取し全鋼塊數量等記載の上試験所に送付すへし

三、目的物は豫定試験の結果を俟て之を製作すへし

但豫定試験を経たる鋼塊(鋼片)を以て之れと厚さの異なるものを製造する場合其差格○・二五時以内のものなるときは豫定試験を省略することを得

### 検定試験

検定試験とは工場にて日々製出したる製品より各注文者の指定せる仕様書に據つて夫々施す試験を云ふものにして特種の材料を除き普通に實施するものは次の如し

#### (1) 抗張試験

之れは引き張りに對する破壊強度及び延伸率、面積の收縮率、彈性界等を測定するにあり

#### (2) 屈曲試験

##### (イ) 煙淬の場合

試験材を約攝氏八百度に赤熱し華氏八十二度内外の温水中に投入して冷却し試験片の厚の一倍半若くは二倍に等しき半徑を以て百八十度に曲げ割れ目の生する事なきを要す

##### (ロ) 冷體の儘の場合

鋳材又は軟鋼の如きは常温にあつて百八十度に屈曲し平に重ね合せても割目を生する事なきを要す

#### (3) 擴大試験

ポンチを以て打貫きたる孔に鋼製のドリフトピンを打ち込み其孔を擴大して其程度を見る

#### (4) 燃入試験

試験材を赤熱して華氏三十度乃至四十度位の水中に浸して冷却し次に折り曲げ若しくは鑪にて削り而して其結果を同一材よりせる燃入せざるものに比較して見る

(5) 鍛造試験

鉄等を作る材料に對し行ふものにして棒の一端を熱し割れ目を生する迄鍛打し其割目の出來る前に扁平になりたる程度を檢し脆熱の度を知る

(6) 鍛接試験

汽罐用材の如きものに施すものにして適度に充分に加熱して鎌を以て鍛接する(此場合鍛合薬等は用ひずして鍛合する)斯くして此材料を以て抗張力を見る、其他鍛接せる面に於て屈曲試験を行ひ其結果を檢す

(7) 破面試験

材料に鑿を以て刻目を付け破折して其斷面を見る

(8) 酸類試験

試験材の表面を鑪を以て滑かになし稀硝酸又は稀硫酸、鹽化銅アムモニヤ液等に浸し後之れを洗滌し乾燥の上其表面を見、酸の作用により材料の組織を明かにし其品質を知る

以上は検定試験の上に缺く可らざる方法にして此他特種の試験を試みる事あり  
次は製鐵所に於ける材料試験の手續なり

(一) 鋼材部各工場に於ては特別の規程あるものの外製品は製鋼番號又はロット毎に三個の試験片を探る可し

(二) 試験片は別に定むる検査請求票の各欄に相當の記入をなし(ロット番號を要するものは鋼番の末に記入)製品試験所に送付すへし

(三) 試験所に於て試験片及び請求票を受付たる時は仕様書と照合し直に試験片削成及試験に從事すへし

(四) (五) 項略

(六) 材質決定は初め一個の試験を行ひ合格せし時は其製鋼番號又はロツドを合格と定む一回の試験に於て規程に合格せざるときは更に二個の試験を行ひ合否を決定すへし

但注文者の立會を要する者は立會者の同意を得て決定すへし

既往に於ける製品試験所材料試験明細書

明治四十三年	明治四十二年	材料試験數	總試験費	壹本ノ試験費(平均)
八、七〇	一	五九〇、〇三五	一四四	一四四
八、七一	二	五八七、二一〇	一一八	一一八
八、七二	三	五九九、四五五	一二五	一二五
八、七三	四	六四〇、二八五	一二八	一二八
八、七四	五	五九四、三一〇	一四二	一四二
八、七五	六	五九八、一三〇	一四七	一四七
八、七六	七	五九一、五八〇	一九四	一九四
八、七七	八	五七一、八八〇	二〇三	二〇三
八、七八	九	四一一、三一五	一五六	一五六
八、七九	一〇	五六六、二七〇	一四六	一四六
八、八〇	一一	五九三、〇二〇	一一五	一一五
八、八一	一二	六三三、九〇〇	一一五	一一五
八、八二	一三	六二九、五五〇	一八八	一八八
八、八三	一四	六〇三、九六〇	一四五	一四五
八、八四	一五	六〇四、二六〇	一〇五	一〇五
八、八五	一六	六〇一、二三〇	一三〇	一三〇
八、八六	一七	六三五、二七〇	一五四	一五四



鐵  
與  
鋼

第  
參  
號

二六四

大正三年  
一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 大正二年  
一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月

八月  
九月  
十月  
十一月  
十二月

大正四年

一〇、一九八  
一一、〇〇三  
一〇、七三二  
九、五八三

八三九、四七五  
一三〇六、二三〇  
一五〇九、〇八五  
九六八、六四〇

八四〇、〇四五  
一〇〇  
○九三

〇八七  
一二〇  
一二六  
○九〇

一〇〇  
一一〇  
一二〇

(未完)

## 本邦製鐵事業の過去及將來（承前）

### 野呂景義

#### 江刺鐵山の事

江刺鐵山(人首鐵山とも云ふ)は岩手縣江刺郡米里村にありて文久元年東磐井郡渉谷村蘆文次郎なる人初めて文久山に製銑の業を創起したるも數年ならずして薪炭の缺乏に遇ひ製煉工場を氣仙郡京津畑に移し鐵鑛を赤金、磁石及陀の鼻の諸鑛床より採掘運搬して盛大に事業を營み其後薪炭の盡るに隨ひ雜木繁茂の山地を撰んで屢々工場を移轉したり其當時の產出額を聞くに一日平均四百貫に達したることありと云ふ明治維新の頃に至り熊谷又兵衛(正太郎氏の父)、村井安之助等の諸氏各々陀の鼻近傍に於て極めて小規模に製銑業を開始し續て熊谷正太郎氏は氣仙郡世田米村栗木澤に村